

仁正寺藩勝手方の記録「御勝手御省略写」

—近江国野洲郡大篠原小澤七兵衛家文書—

古川 与志継

はじめに

ここに紹介する「御勝手御省略写」は、滋賀県野洲郡野洲町大字大篠原に在住される小澤七兵衛家に伝えられ、嘉永六年当時仁正寺（蒲生郡日野町西大路）に藩庁を置いた市橋家仁正寺藩（西大路藩）の勝手方を勤めていた小澤七兵衛正美が書き留めた記録である。他藩の例に漏れず市橋家の藩財政は著しく借財が膨れ上がり、勝手方の引き締めなくては藩財政が続かないため、勝手方の者から取り締まりを願い出したことにより江戸出府を求められ、その一件にかかわる記録である。小澤家は下野国茂木に釜屋七兵衛として店を持ち、谷田部落の御用商人として活躍し、記録者正美は、一〇代小澤七兵衛、六郎左衛門正美で、子孫へ書き伝えた道歌集「童子一百集」（小澤七兵衛「童子一百集—小澤蕭鳳の教え—」一九九八年、自費出版）、茂木での天保期の飢饉の動向を中心に書きつづられた「天保七丙申年大凶作書」（一近江商人の凶作記録「天保七丙申年大凶作書」—近江国野洲郡大篠原

小澤七兵衛家文書—」（『東京大学日本史学研究室紀要』第三号、一九九九年）などを書き残している。一〇代小澤七兵衛は、一二代七兵衛六左衛門生美に関東における家業を引き継がせてから大篠原村に住み、仁正寺藩の勝手方を勤めるようになったと考えられる。

仁正寺藩の概要

仁正寺藩は、文久二年四月二八日仁正寺の地名を西大路と改称を届けており、西大路藩として知られている。

藩主市橋氏は、市橋九郎左衛門長利の子下総守長勝が天正一二年（一五八四）に美濃国で二五〇〇貫の地を与えられ、天正一六年秀吉直轄地の所務を命じられた。秀吉の没後家康の部下として働き、慶長五年関ヶ原の役で一萬石加増、慶長一三年（一六〇八）伯耆国矢橋に移り二万一三〇〇石を領し、大阪の両陣の功績により元和二年越後国三條に移封され四万一三〇〇石を領した。長勝の死去に伴い長政が嗣

ぐにおよび減封なり、近江国蒲生郡・野洲郡と河内国交野郡で二万石を与えられ、元和六年（一六二〇）九月仁正寺に入部した。元和八年正月二〇〇〇石を同族三四郎長吉に分与して一万八〇〇〇石となり、慶安元年（一六四八）六月市橋傳左衛門に蒲生郡上田村の内一〇〇〇石を分与し、一万七〇〇〇石余を領した。〔蒲生郡志〕巻四、一九二二年）

長政を初代とすると、二代政信、三代信直、四代直方（溝口信濃守重雄の次男）、五代直舉（立花主税の長子）、六代長連（稲葉伊勢守薫通の次男）と続き、七代長昭は天明五年（一七八五）一二月に家督を継いだとき一三才であった。寛政八年（一七九六）八月仁正寺中町に日新館を創設し藩士の子弟に文武両道を教授し、藩中興の英主とされるが、文化一一年（一八一四）九月二十七日四二才で卒している。

文化二年四月江戸の藩邸で生まれた八代長發は、母が酒井左衛門尉忠徳の姪で、一〇才で父を失い文化一一年一月二十九日家督を相続し、文政三年（一八二〇）一二月一六日従五位下に叙し伊豆守に任じたが、文政五年正月晦日一八才にて卒した。

九代長富は酒井左衛門尉忠器の弟で、文政五年二月二日市橋氏に嗣ぎ、同年一二月一六日従五位下に叙し主殿頭に任じた。天保一四年（一八四三）四月洋式砲術で知られた高島秋帆を二年余り江戸屋敷に預かり（弘化二年八月）、その影響を受けた。弘化元年（一八四四）一〇月七日家督を養子長和（一〇代）に譲り、安政六年（一八五九）霜月二〇日卒した。

一〇代長義は、始め長和と称し、文政四年五月八日生まれ酒井左衛門尉忠發の弟で、入り嗣となり弘化元年一〇月七日二四才で家督を相続し、同年一二月一六日従五位下下総守に任じられた。家督相続の翌

年先例によって弘化二年一〇月領内の巡見を行ったが、市橋家最後の巡見となった。また、洋銃ヤーゲル銃・ゲベル銃を購入し演武場を桜馬場に設け武技の訓練をした。嘉永六年六月ペリーが浦和に来航し修好通商を求め、幕府は諸藩に海防を警告した。「御勝手御省略写」に記された一件は、この直前のことであった。

藩領一万七〇〇〇石余の内には、河内国交野郡星田村内に一三〇〇石の飛び地があったが、その他は近江国蒲生郡二六ヶ村・野洲郡三ヶ村であった。近江の領地の郷組編成は時代により異同があるが、宝暦期には仁正寺組・十禅寺組・鑄物師組・鏡組・篠原組・安養寺組・上田組・豊浦組の八組に編成され、郡代（郡奉行）の下に四人の代官を配置して統治された。

領主経済の慢性的な窮乏は早く始まっており、享保期には収納期前の先納（貨幣納）が領内に強制され、宝暦期には月割先納であったことが確認されている。（鶴岡実枝子「鏡村玉尾家文書解題」〔史料館所蔵史料目録〕二三集。『近江国鏡村玉尾家永代帳』国立史料館編（東京大学出版会）一九八八。以下、大篠原村に隣接し仁正寺藩領であった鏡村及び勝手方を勤めた鏡村玉尾家については、同書による。）

「御勝手御省略写」の概要

「御勝手御省略写」は、縦二三・五センチメートル、横一七・三センチメートルの縦帳で、料紙は五一丁（表裏表紙、余白一枚含む）を数え、内容は大きく次の一〇の部分から成っている。

①御勝手方省略の願書提出に至る経過の「覚書」。

②二月一二日に御勝手方頭取から郡方奉行に提出した願書。

③江戸出府の経緯・出府者・旅程・江戸での贈答とお調べ。

④四月一五日元締川島与兵衛から廻り写した三ヶ条の御書付。

⑤の御書付を受け取り締まりのため出された二四ヶ条。

⑥帰村の経緯と旅程。

⑦五月一八日仁正寺帰着後出された、村々への儉約の御書附。

⑧⑦の御書附に対する村々からの請書

⑨村からの請書に対する二三ヶ条の村方取締書付。

⑩出府留守見舞物覚や諸経費。

①御勝手方省略の願書提出に至る経過の「覚書」は、嘉永六年正月

二三日・二四日に仁正寺で御勝手方頭取が相談した内容を主としてい

る。出席した勝手方頭取は、星田村（河内国）の平井三郎兵衛・鋳物

師村の竹村猪三郎・仁正寺村の飯島利兵衛・大篠原村の小沢七兵衛・

鏡村の玉尾藤左衛門の五人であった。相談内容は、頭取帳元を勤める

竹村猪三郎の申し出によるが、それによると、嘉永六年（一八五三）

より七年前（弘化四年）に親猪兵衛が御役御免になり俸猪三郎が後役

頭取帳元を命じられて勤めた。七年前の借金は一万六千両であったが、

昨子年（嘉永五年）暮には二万四百両余に成っており、四千四百両余

も借金が増加している。また、天保八年（一八三七）領中講満会の時

は一万七千両の借金で、天保八年から一六年経って領中講満会に成り、

去子年（嘉永五年）に二万四百両の借金高に成っている。このように

借金が嵩んでいるため、御勝手方御取締をお願いする相談をし、二月

一二日に願書を出した。

②二月一二日に御勝手方頭取から郡方奉行に提出した願書には、星

田村の和久田与^{（水）}二兵衛が加わっている。願書によると、御勝手方の儀

は、去る文政年中に改革に成り御書付が出され、領中においても格外

の歩安金等を勤めるように成り、その御取締によりかなり取り続くよ

うになった。しかし、近來追々臨時の入用等を命じられ、御仕法も崩

れるようになり、月八十兩の御定は名ばかりになり、月々夥しく入用

を仰せ出されるため、調達方も難しくなり、年増に借財が嵩んでいる。

また、領中講満会の節の借金高の増加を述べ、この根元は月々臨時

の入用にあるとし、去る弘化三年から昨子年（嘉永五）まで七ヶ年間

の入用を取り調べたところ、役場入用なども先年は五百兩の見積のと

ころ、千両余も掛かっており、やむを得ないものを除いても五千兩が

入増となっており、年に七百兩も増加するのは多分である。また、千

両余の外にも道中金等三百兩の手当のところ、近來六・七百兩入るよ

うになっており、すべてこれに準じ入用が嵩んでいること、元來物成

りは豊凶があり増加するものではなく、暮らし方の入用は、物成のこ

とを基礎として、諸向き省略いただければ長久の仕法であると述べて

いる。

そして、「御実意之御趣意感伏仕、」領中よりも格別歩安金を出して

いるが、御勝手方が難しくなっているとの評判が聞こえたなら、皆返

金を願ひ出るようになり、そうなたらどのようにならうか、皆返

逃げ去るより無いとも述べている。手元に隠し置くような金子も預け

るようになっていたのは、「偏に多年御仁政之御余光」と存じており、

このような家風が崩れなかつたなら上様も長久と領中も安心すること

を御賢察なされ、文政度の御仕法に戻し、御定のほか月々入増等を命

じず、厳しく取り締まられたいと願ひ出ている。また、そうでないと

調金方にも差し支え、御役御免を願わざるを得ないと述べている。

③二月二〇日に竹村猪三郎と小沢七兵衛に差紙が来て江戸出府とな

り、この二名の勝手方と共に中老・元締と領中の庄屋惣代として上田村の久郷氏が三月二日仁正寺を出発し江戸へ向かった。東海道を通り、四月二日に江戸に到着し一日の行程であった。江戸では四月五日殿様に拝謁し、勝手向取調の命があったことを知ることができる。

④ 四月一五日元締川島与兵衛から廻り写した三ヶ条の御書付では、まず、御勝手向累年不如意のため御省略御取締を命じられ、嘉永三年から七ヶ年の儉約中であるが、近年臨時の入増のため借財が増え収納高に引き合わず、勝手方の者から文政度の改革御定の通りに戻すようとの願いがあったことを述べている。近年海岸防御武備等を命じられ省略しにくいのが、成るだけ臨時の入増を減らすよとの思し召しであり、家来もよくよく心得儉約を心がけるよう求めている。その箇条は別紙⑤の通りとする。

そして、家中の拝借等の願いも成るだけしないようにすること、また、上々様も御不自由であるので、家来も万端質素節儉を第一に心得、取り続くように精勤することを求めている。

⑤では、④の御書付を受け取り締まりのため出された二四ヶ条を示し、その内容は文政八年二月の内容と同じであったとしている。まず、入用にかかわることは勘定所で改め渡すことが述べられ、吉凶時の音信の省略、殿様の御廻等を減らすこと、上々様の召上物を減らすことをはじめ、使用する紙のこと等まで細かく規定している。

⑥では、四月一八日家来一統に御達しがあり、五月五日江戸を出立して中山道經由で帰村した旅程が記されている。小沢氏は一六日に大篠原村に戻っており、一二日の行程であった。

⑦では郡方奉行の小申儀左衛門が五月一八日仁正寺に戻ってから、仁正寺の家来一統に江戸表御達の趣が達せられ、村々の庄屋・小前者

共に対し出された御書附が記されている。この「御書附」には、御勝手向御省略の仰せ出を述べ、下々においても、「譬聊之儀二而も御省略之心相立候様、当時第一之忠節ニ奉存」、村方においても願ひもそのように考え、質素儉約を専らにし農業出精することを命じている。なお、この書附と次の⑧の請書は『野洲町史』第二巻（143〜145頁）に大篠原共有文書から嘉永六年「御上様御儉約御口達」として収録されている。

つづく⑧は、⑦の御書附に対する村々からの請書であり、御趣意を小前末々まで申し諭し、何事に寄らず費用がかかることは勿論、御事等御年限中は申し上げず、質素儉約を第一に心得ることを誓っている。

さて、⑨は、村方取締のために篠原村庄屋・役人から各組へ出したもので、農業や生活の細部に亘り二三ヶ条からなる。厚き思召に承伏し、質素儉約を守り、忠節に心がけ、「勿論銘々孝弟之道を相守子弟教育し、家内睦敷、朝夕家業夜なへ二至迄無油断相励、農業出精子孫長久相続可致、小前者二至迄申諭べし」としている。

⑩は出府留守見舞貫物覚や諸経費を記したものであり、土産や小遣いなどの諸経費も記す。小澤家の交流の一面を知ることができる。多くの人に送られた土産の「エ」は絵と考えられ、本を送られた人もいる。小遣いには童子教本三冊や絵の手本本も記されており興味深い。駕籠人足代をはじめ藩から支給された経費もあるが、不足金一〇両三分八二〇文は藩領の村々の郷割にて徴収されたことが分かる。

嘉永六年の対応と仁正寺藩勝手方

嘉永六年の勝手方からの願いとそれへの対応は、およそ次のような経過をたどったと考えられる。(番号は「御勝手御省略写」の該当部分)

勝手方の相談①

勝手方から地方役所へ御勝手方省略の願書提出②

藩庁役人から江戸への上申

勝手方頭取・藩庁役人の江戸への召喚・事情聴取・勝手方調査③

御省略の思し召し・江戸詰家臣への通達④⑤

藩庁役人・勝手方頭取の帰藩⑥

藩庁家臣への通達

地方役所から村々庄屋への通達⑦

村々からの請書提出⑧

村役人から組頭へ村方取締の指示⑨

組頭から小前百姓への伝達・監視

ここに見る勝手方の役割は、近年注目されている政治的中間層、中間支配機構の一つと考えられる(久留島浩「直轄県における組合村―惣代庄屋制について」(『歴史学研究』一九八二年度大会報告特集号)、山哀善弘「近世後期における領支配の転換と「取締役」制」(『近世の地域編成と国家―関東と畿内の比較から―』関東近世史研究会編一九九七年ほか)。仁政と賢慮を確認しつつ取り続きのための儉約の仕法の実現と、臨時入用の削減を領主側に求め、藩主から家臣・村々に至るまで儉約を確認した。しかし、勝手方が主張していた、暮らし方の入用は、物成を基礎として諸向き省略すれば長久の仕法であると状況には至っていないことは明らかである。

勝手方は領主側からの任命により、役料を受けている。小澤家のよ

うな他国に店を持っていたり、鏡村の玉尾家のように魚肥商と穀屋を営むなど商業活動などによって財力のあるものに命じている。仁正寺藩の領中講を運営しているようであり、藩領の年貢米の取り扱いから江戸への送金など、領主財政の上納にかかわる部分を担っていた。地方の取締全般にわたるものではないが、勝手方の役割は藩存続のためには重要な部門であった。

勝手方については、「西大路藩之儀ハ領分中ニテ相当之者被呼出勝手方之名儀被申付置候所、御一新ニ付庚午(明治三年)春ヨリ旧号ヲ廢シ、更ニ潤計方ト改称ニ相成居候儀ニテ、従前租税向被任置候廉ニ依テ諸人用調達仕置候」(明治五年「旧西大路藩調達金御調ニ付御答書」小澤家文書)とあり、明治三年以降「潤計方」と改称したことが分かる。租税向きについて任せ置かれたことが再確認できる。

市橋家の財政状況について

仁正寺藩の御用金の状況については、鏡村地下日用記(鏡区有文書)によると表1の通り、宝暦一〇年(一七六〇)から文化一一年(一八一四)までの約五〇年間に一四回賦課されている。また、幕末期の状況の一端は玉尾家永代帳によると表2の通り確認され、決して減ることはなかった。小澤家の負担は、鏡村の玉尾家と同等あるいはそれ以上であったと考えられる。幕末における小澤家からの融通金は二八六九両に上ったともいう。

また、玉尾家永代帳によると、天明七年(一七八七)―二月御勝手方の頭取の地位にあった森半平の御勝手金四五〇両の引負が表面化し、翌年五月咎めを受け退転している。森半平に連座して篠原村端彦五郎

・上田村久郷藤右衛門・本郷村安達新十郎の御勝手方一統が戸締の謔責処分を受けた。仁正寺藩における御勝手方の設置は更に古く遡ることが明らかである。

文化七年（一八一〇）鏡村における高野仁保内荒所の初見分を御勝手衆鑄物師の太左衛門・追口の勘右衛門・上田の藤右衛門・森尻の金兵衛が行い、再見分を代官が行っている。

文化十二年（一八一五）三月九日郷中庄屋を仁正寺会所へ召集の上、「文化十二年則去戌年御殿様御逝去後、夥敷新御借金出来二付」相談の上、三月一五日出立にて御勝手方衆四人が出府した。五月二〇日家老加藤様重役様列座にて領中の村々庄屋に対する「口達」が出された。それによると、御勝手方を江戸へ召し、取り締まりの上御入用方御調帳を渡したので一統出精し滞り無く御用を達するよう達し、領中でも儉約中願筋が無いようにし、村々でも儉約を申し合わせ取り続くようにと命じている。また、江戸御仕法帳御立流として八四〇両の御月並金、二〇〇両の公辺御入用、一二〇両の中間給をはじめとする一五五八両二歩を記し、外にも酒井様年賦金、江戸御家中詰金などが記載されている。口達文面中にも「尤當時御幼年之義二而、万事御入用方も少く嚴敷御取結被遊候得とも、何分御大借之御義二付」とあり、天明五年一二月（締カ）取結被遊候得とも、何分御大借之御義二付」とあり、天明五年一二月に家督を継いだ七代市橋長昭は藩中興の英主とされるが、文化一一年九月に亡くなり、一二月家督を相続した八代長發は一〇才で、藩主の死去と幼少の藩主の就任したこの頃著しい借財を生じていたことを知る事ができる。

八代藩主長發は、文政五年正月一八才で亡くなり、酒井左衛門尉忠器の弟が九代長富として跡を継いだ。勝手方の願いで確認された文政度の改革と文政八年二月の二四ヶ条の取締にかかわっては、文政八年

「六月被仰出候」として御用金のみが確認される。

また、安政七年三月二四日発駕、五月二三日帰国にて御勝手向御取締御省略について、家老浅井新九郎と御勝手方外池利左衛門・大梁金兵衛の江戸行が記されている。

一方、久郷家文書「諸願書諸證文下書」（滋賀大学経済学部史料館寄託）によると、天保一五年（一八四四）二月、勝手方と考えられる和久田一兵衛・久郷藤右衛門・平井三郎右衛門・大梁弥兵衛・飯島利兵衛から仁正寺の役所に出入された願書によると、御隠殿（殿様隠居）のための賄料の調査を旧冬命じられ、当時と天明の時の様子と引き比べたところ、借金の状況からするとその節の入用高の四分一位にしていたかねば成り立たない状況であるが、とてもそのようには申し上げ難いので、先代様の半分で済ませていただきたいと旧冬調帳と願書をもつて願ひ上げたこと、その時は上府中であり勤番中で、半減では行き届きがないので、入用高三百両までは差し上げるようとのこと、やむを得ず引き受けたが、この上入増等を言われるようであればお断りするしか仕方がないことを述べ、諸向御省略なされ取締られるよう願っている。

藩財政の実態は把握しにくい、御勝手方小沢七兵衛になる安政三年（一八五六）一〇月の「御領中御中勘定帳」（小澤家文書）によると、御中勘定御入用積の合計は八六九四両永九二九文一分六厘、内五六一三両永七七文八分五厘口々受取、差引辰年（安永三）御不足として三〇八一両永八五一文三分一厘と記載されている。また、安政二年の年貢の状況は表3の通りである。

また、小澤家の安政七年大福帳の「御用口」には、嘉永二年一月一五日三〇〇両上納切、安政三年二月一五日五〇〇両上納切、嘉永

表1 仁正寺領高打御用金年表 (鏡村地下日用記(鏡区有文書)による)

年次	賦課理由	賦課率(鏡村での実質賦課率)
宝暦10年2月	江戸屋敷類焼	石ニ6匁5分(8匁3分)
明和9年2月	江戸屋敷類焼	石ニ4匁
天明6年1月	江戸屋敷類焼	石ニ4匁(5匁3分)
寛政2年11月	殿様御乗出し御役付	石ニ3匁5分(4匁5分)
寛政5年10月	江戸屋敷類焼	石ニ4匁(5匁1分)
享和4年4月	殿様御転役入用	石ニ4匁(5匁6分)
文化3年3月	江戸屋敷類焼	石ニ4匁
文化4年~8年	御勝手向省略年限中	石ニ4匁
文化11年	殿様御家督入用	石ニ4匁

(『近江国鏡村玉尾家永代帳』国立史料館編(東京大学出版会)1988年から)

表2 玉尾家永代帳による仁正寺領御用金等

年次	賦課理由	賦課率等
文化2年極月	別御用金	石ニ3匁 籾左衛門100両
文政3年11月	口達書類金	領中で30人余 玉尾籾左衛門50両
文政8年6月 (文政8~天保2)	領中へ石掛金	7ヶ年間で石ニ9匁 4年は1匁5分、3年は1匁宛
文政10年11月	御口達類金	江州30人余1350両 河州星田村へ1000両
文政12年4月	神田上屋敷類焼	石ニ4匁(実質5匁8分6厘)
天保11年	9月伝奏御馳走役入	石ニ4匁
安政2年2月	御用金	石ニ6匁(3月3匁、翌3月3匁)
安政3年11月	御用金	石ニ6匁(当冬2匁、来3月2匁、9月2匁)
安政6年3月	昨冬上屋敷焼失	石ニ4匁(3月2匁、9月2匁)
安政6年3月	身元宜敷者頼金	5~100両63人へ、玉尾籾左衛門20両
文久3年8月	御頼金(4月泉州警護 身元の者へ御頼金)	石ニ10匁(11月5匁、翌年10月5匁) 150~10両、玉尾籾左衛門30両
安政4年9月	大炮二本御頼	身元の者より献上、玉尾25両献上
慶応元年6月	御用御頼金	石ニ10匁
文久4年10月	身元の者へ極々御内 意御頼金	玉尾籾左衛門15両献金
慶応3年11月	御用金	石ニ12匁(6匁12月、6匁翌3月)
慶応4年6月	御頼石掛金 (2月関東前北国旗打払出兵御下り)	石ニ20目(9月10匁、11月10匁)

表3 安政2年仁正寺藩領中中勘定

区分	石高
御物成合(9ヶ村拝借返上米共)	7683.2646石
寅年(安政元)御囲米受	753.0 石
御家中様(拝借米受か)	27.0 石
上ヶ村々拝借米	36.0 石
(合計)	(8436.2646石)
村引	832.9817石
村引入増見込	50.0 石
京大ツ被下	17.0 石
痛田御用捨	180.0 石
卯年御囲米	432.0 石
(差引)	(6924.2829石)

(『安政二乙卯年十月御中勘定帳』小澤家文書による)

六年一月五〇兩御頼金手形、安政六年四月二〇日一〇〇兩上納手形、安政三年九月五〇〇兩上納、午（安政五）十一月一〇〇兩溜池さらい上、申（安政七）三月晦日竹村より上ル 一〇〇兩勤金上納、同（安政七）四月三日五〇兩勤金上納の記載がある。前二件については「庄屋御年貢通二而被下」との記載があり、米にて返済しながら借用が重ねられ、更に明治初頭西大路藩の調達金まで御用金は膨らんでいったものと考えられる。

小澤家文書の整理は、吉田伸之先生をはじめ東京大学日本史学研究室のみなさんを中心に進められつつあり、小澤家文書の今後の分析に期待するところである。史料紹介に当たっては、小澤家文書調査にもなう戸森麻衣子氏の報告「小澤七兵衛家の茂木藩・仁正寺藩との諸関係について」を参照させていただいた。また、本史料の紹介は、小澤七兵衛氏の勧めによるが、地元大篠原の郷土史編さんが進められつつあり、本史料活用の希望も強く、十分な解説はできないが、参考になれば幸いである。小澤七兵衛氏・吉田伸之氏をはじめとする関係のみなさんに感謝申し上げたい。

なお、翻刻に当たっては、仮名遣いなどは原則として底本のままとし、文字はらなどを除き概ね常用の漢字に改め、適宜読点を付した。

〔表紙世〕
嘉永六 癸丑年

御勝手御省略写

五月吉日 小澤正美

覚書

一、御勝手向御取締之儀者、嘉永六癸丑年正月廿三日・廿四日仁正寺泊、六兵衛宅二而

平井三郎兵衛・竹村猪三郎・飯島利兵衛・小沢七兵衛・玉尾藤左衛門、合五人御勝手方頭取斗右五人相揃及相談申候儀者、竹村猪三郎申出候二付皆々うけ給、当丑年より七ヶ年已前者親猪兵衛頭取御帳元相勤居、御役御免後者俵猪三郎被 仰付候、後役頭取御帳元被

仰付候、当年二而七ヶ年相勤申候由、親猪兵衛より受取申候時者御借金壹万六千兩、昨子年暮改式万四百兩余二相成、四千四百兩余も御借金相増、猶又天保八酉年御領中講満会之節者壹万七千兩御借金、天保八酉年去テ御領中講満会二相成、去子年当ル式万四百兩御借金高二相成、依之御借金高ニ付御勝手向御取締頼上候相談仕候、爰五六ヶ年之内二三千兩余も借金増、近年者米相場宜敷時節相続、其上御借金嵩申候儀者、全御勝手御取締御行届キ兼候儀二相見へ候、依之御勝手方頭取斗及相談内々者御重役様并御奉行様御願書調二月十二日出願致候、此願面竹村猪三郎作

和久田与二兵衛・竹村猪三郎・飯島利兵衛・小沢七兵衛・玉尾藤左衛門右五人者共、御奉行竹村伸左衛門・佐々木甚五郎願書上ル

乍恐以書付奉願上候

御勝手向儀、去ル文政年中諸向御改革被成下、御立派之外御入増等堅被 仰出間敷筈之御取極二而、御書付御下ケ被成下候二付、御領中二おゐて格外之歩安金等動上候趣相成、右御取締を以御仮成御取締被為遊候處、近来追々臨時御入用等被仰出候故、右二而御仕法相

崩候様ニも可相成段毎々奉申上、尤是迄米直段等先年と格別高直ニも御座候得共、右を以押廻し調達上ケ金差支ニ不仕上納いたし成候義御座候處、近来頻ニ御臨時相増月八十兩之御定者名斗之様ニ相成、月々夥敷御入用被仰出候ニ付、此節ニ至り而者調達方も六ツ敷相成、年増ニ御借財相嵩候儀、全躰近来米直段格別高廻り時節ニも相成有之候儀ニ付、御物成代金等も先年と者多分ニ相増有之候得共、御入増さへ無御座候ハ、御借金も相減、此節者一廉御凌被遊能可相成筈之處、右直段之御売出しも多分之金高ニハ御座候得共、中々以御行届被為在候御儀茂無御座、既に去天保八酉年御領中御講御満會ニ相成候節者、御借金高壹万七千兩斗ニ御座候處、昨子年同様御講御満會相成、去暮御借金高貳万四百兩余も被為在候御儀ニ而、先年之御借金高と引合候てハ三千四百兩斗も相増有之候義、先年之御時節と者御払米御売出し丈者不殘御暮込ニ相成候、猶其上ニも三千兩余も却而御借金御積増ニ相成候儀、前後行戻候御相違ニ而、此根元月々御臨時夥敷被 仰出候らケ様之姿ニ成行候御義と奉恐察候ニ付、去ル弘化三年年々昨子年迄終七ヶ年之間之御入用取調見候處、御役場御入用杯も先年ハ五百兩之御見積候處、當時者千兩余も相掛勿論是等者御公辺御入用ニ而無致方候得共、其余御暮方御定式之外御臨時凡千三百兩斗も有之、御長家向御類焼ニ付御普請金其外諸々御修覆金等千七百兩斗、並御買入米御立派とハ高直ニ付直違金千六百兩斗、合三千三百兩斗者無御抛御入用奉存候ニ付、先此分も相除見受候而、相殘五千兩惣鉢ニ而御入増相見へ、尤當時諸色高直之時節ニ付御入増相成候段者乍恐御尤ニも奉存候得共、元來御物成之儀者年々豊凶ニ依而御減ニ相成候年も有之候得者御増相成候と申事者無御座、其余ニおゐて米直段高下ニ而代金増減之外聊御相違無御座

候得共、御暮方御入用之義ハ右を以御地盤と御定被下、諸向御省略被成下候ハ、乍恐御長久之御仕法之處、御定之外年七百兩御入増申候てハ多分之様奉存候、猶又右千兩余之外ニも御道中金等先規より三百兩之御手当ニ御座候處、近来六・七百兩被為入候様之御振合ニ御座候得者、都而右に准し御入用相嵩候御儀ニ而、寔奉恐入候、米直段當時七・八十匁も仕候てさへ右之姿ニ御座候得者、若先年之通壹石四十匁位之直段ニも相成候時者、此節之半分御物成金相成候御儀、左候得者何と御凌被為附候様可相成哉、其上相場之時々高下往來仕候義ニ而高廻り之時節余程年立候義、又々安廻りニ而可相成義と難斗、且當時者御実意之御趣意感伏仕、御領中よりも格別歩安金勤上候様相成有之候得共、是等者何時ニ而も入用之節者無差支勝手ニ御下ケ可有之段、私共記合一札差出し置候儀ニ付、自然御勝手向御六ツケ敷様も御評判内々ニても相聞候ハ、皆返金願出候様可相成、左候へ者私共何と才覚可仕哉、恙 逃去候外無御座候ニ付、仮初ニも右様之風説者無之様に朝暮心配仕居候、十分下歩金子を以御用弁ニ相立候而も、猶御借財相増候様之御勝手向、若向後高歩之金子御借入被遊候様相成候ハ、何様之御難渋ニ可相成義も難斗、其時者愚意之私共前後ノ進退失道を候義、且是御公辺茂何様之御役被為蒙、仰候様之御儀も難斗、左候へ者、上々様ニも格別之御艱難も被為遊、御領中ハ勿論御家中様方も何程軟御難渋ニも可相成義と、私共何とも安心不仕候ニ付、不願恐々も此段奉願上候、右奉申上候通之訳合、寔ニ當時者年来之御規定御突通し被為遊候、御信義之御趣意末々迄行届難有奉存候ニ付、乍難渋も年ニ四度宛之御講も無滞相勤、且安心仕居候處ら聊手元ニ貯へ隠し置候金子迄も預ケ奉申上候様ニ相成候義者、乍恐下々ニても如父母之奉思ひ居候

訳ニ而、斯迄之御風義ニ御仕向被遊候御義者中々以容易之御事ニハ無御座、偏に多年御仁政之御余光と恐悦至極奉存候得者、何分ニも右之御家風相崩れ不申候ハ、

御上様ニも御長久之御相続相成、御領中も安心可仕と奉存候ニ付、甚以奉恐入候義ニ御座候得共、不殘愚意奉申上候間、此段御賢察被成下候て、此節格別ニ御省略被成下何事も前書文政之度御定被為置候通之御仕法ニ御戻し被下、已來御定之外月々御入増等不被 仰出殿敷御取締被成下度、此段幾重ニも奉願上候、左も無御座候而ハ実々向後調金方手段ニも差支、愚意之者共御役御免御願奉申上候外無御座候間、何卒前条之趣以御慈悲被為聞召分願之通御聞濟被成下候ハ、一同難有仕合奉存候、以上

嘉永六癸丑年

二月

玉尾 藤左衛門 印
小沢 七兵衛 印
飯 寫利 兵衛 印
竹村 猪三郎 印
平井 三郎兵衛 印
和久田与次兵衛 印

竹村仲左衛門様
(在々)
佐 甚五郎様

右願書相認二月十二日御奉行様江上ル、夫より皆々帰村致候

二月廿日御差紙到来致候

以剪紙致啓達候、然者兼而被申出候 御勝手向御取締之儀ニ付、可

申達義有之候間、近日之内御役所江罷出可申候、此段為可申達御得候、以上

二月廿日

佐 甚五郎
竹 仲左衛門

竹村猪三郎殿
小沢七兵衛殿

右ハ差紙竹猪殿より添状共申參候

二月廿四日、竹村猪三郎・小沢七兵衛御役所江上ル、且被 仰付候義者、兼而御勝手向御取締之儀ニ付此度二人出府被仰付候、御請申上兩人共下ル、定日者跡より申達候、不存事ニ而御座候、御奉行御兩人と

御達ニ御座候

夫より三月六日・七日人別講上り勤

又八日より十三日迄御本勘認勤

御本勘中ニ江戸出立定日極ル

三月廿二日、仁正寺発足被仰付候

廿一日ニしの原より仁正寺江上ル

籠 二人
両掛 一人

御家老平六十二才
中老小申儀左衛門様

若 式人 卷人

具足 一荷 草り卷人

両掛 一荷 籠 三人

元ノ川嶋与兵衛様 六十一才

両掛 卷人 籠 二人

勝手方竹村猪三郎 イモシ村

両掛 卷人 籠 二人

兩人ニ而供卷人イモシ新六

六十才
同 小沢七兵衛 両掛 壹人 籠 二人 日雇者日百廿四文、外二卷分遣ス
御願中庄屋上田村
惣代久郷真之助 カコ両掛なし 竹村・小沢兩人
此年七月二 兩掛二入ル

壹本紙二被仰付候嘶、御礼金百兩上ル申事うけ給候

三月七正寺発足

廿二日関宿泊 若狭屋十次郎

廿三日桑名泊 佐土屋 舟巻總買切三ノ七百五十五文大舟

廿四日池鯉鮒泊 山吹屋新右衛門 荒井舞坂全
荒井舟買上二艘九百八十二文

廿五日吉田泊 二葉屋

浜松目付全

廿六日目付泊 大江戸屋 天龍川舟巻總買上、式艘 壹貫文

廿七日金谷泊 栄屋 大井川九ツ時々泊 切樺八人
タレ六人 人 三人 壹人九十四文つ、

廿八日江尻泊 扇屋

廿九日沼津泊 杉本屋 ふし川舟巻總買上四百文
米舟共渡ル

晦日 小田原泊 錢屋嘉平

四月朔日程谷 夷屋 探土ヶ谷
エヒス

四月二日江戸御屋敷着十壹日道中

川嶋案内ニ而着届申上候

三日休

四日 御役所ニ而御家老様御逢御座候、三人上ル

其節御殿様献上齋節壹箱上ル、代式分

十五本入リ

五日四ツ時ニ御殿様御逢御座候、御家老・御中老・御用人御立合、此

度遠路太義、御勝手向何角取調候様蒙仰三人下ル

夫々諸御役人日々御調御座候

五日昼より本庄御屋敷大殿様御鏡ニ上リ、川寫氏御案内被下三人上ル、

献上齋節壹箱代壹分

七本入

御用人味岡又兵衛様御取次

御家老水上勘兵衛様 煙艸壹本 三百文

御中老小串儀左衛門様 煙艸壹本 七本 壹本壹匁式分

御用人山本新右衛門様 夕ハコ壹本 七本

同 山崎小十郎様 同 同

同 味岡又兵衛様 同 大殿様御附

大目付元ノ兼長江九八郎様 夕ハコ壹本 三本

御目付 桜木清兵衛様 同

同 田中善左衛門様 同

元ノ 川嶋与兵衛様 同

同 同

次ニ小頭 武藤助十郎 同

同

同
同
同
吉村岡右衛門

右兩人へも届いろく世話成候故

江戸御留主

水上浪江様 たわこ一本

ふし 三本

メ十二軒 右進物いたし候

大車様
御若士六百文たわこ式本二人分遣ス

御臺所賄三百文たわこ壹本遣ス

又四月十日江戸御着

竹村仲左衛門様 ふし五本

加藤喜兵衛様 ふし三本

井ノ上嘉門様 ふし三本

右御三人江御着悦ニ ふし上ル

四月五日より御勝手向追々御調ニ付御省略書付を以被
左之通 仰出候御趣意

四月十五日川寫与兵衛様より廻り写

御書付

一、御勝手向累年御不如意ニ付、先年より御省略御取締之義度々被仰
出、猶又嘉永三戌年より来辰年迄七ヶ年之間嚴敷御儉約被 仰出、
未御年限中ニ御座候へ共、近年御臨時御入増別而相嵩、既ニ去暮御
下シ金御差支ニ相成候程之儀、御借財弥増相成御暮之方御収納高ニ
引合不申、此上御見通し附不申、勿論近来米直段相続キ相応ニも御

不足勝、此末下落ニ相成候而者忽必至ニ御差支可相成義難斗、誠ニ
不容易御時節御勝手之者共急(迫力) 廻 心痛致、依之何卒文政度御改革
御定之通りニ御戻し、以来豊凶ニ寄収納減候義者御借金弥増無余義
願出候義尤之事ニ思召候へとも、文政之度御改革節と当時見競候得
者、諸色高直且米直段高廻り相続、其上近年海岸防禦武備等被 仰
出、旁以此上御省略之成方無之弥御心痛被為思召候、未御年限中ニ
御座候得共、猶此上諸事可相成丈ケ御艱難被遊、御臨時相減候様可
被遊思召ニ御座候附而、御不容易御場合御家来向も能々相心得、飲
食同事ニよらす奢ケ間敷者勿論、無益之儀無之様聊之義ニ而も御為
ニ相成候様可被心掛候、尤ケ條之義者先年被 仰出候得共、年立候
義不心得之族も可有之候間、猶又此度別紙被 仰出候、無懈怠相心
得違失無之様、且吉凶ニ付音信贈答土産饑別等之義毎々仰出候處兎
角猥に相成候趣相聞候間、向後堅相守時宜ニより無抛筋之義者、質
素節儉第一ニ相守、武備非常之手当可被心懸候、御家来向御宛行減
少兼々被仰出、此上減少も氣之毒ニ被思召候間、如何様共相勤可取
斗旨被仰出難有仕合ニ者奉存候へ共、當時柄之義難相整節ニ減少可
有之程も難斗候間、兼々心得可被在候

一、御家中難渋ニ付引上ケ拝借等之義、兼而被 仰出も有之候へとも、
前条之御時節柄融通差略も出来兼候間、可相成丈ケ不申出候様可被
致候

一、上々様ニも前条之通誠ニ御不自由被為在候間、御家来向別而万端
質素節儉第一ニ相心得、如何様ニも取統勤仕候様勤、先々義者は迄
通りニ相違之義可有之候間、兼而心得精勤可被心掛

右之通被仰出候間申達候

丑四月

右二付

被仰出候御ケ條之写

此度御取締ニ付而者前之通り何事ニよらず御入用ニ抱り候義者、於御勘定所改之上相渡し申候事

一、御一類様御吉凶ニ付御音信之儀、兼而御改被仰之通成丈ケ御省略ニ被成、御奉札斗り被進候事

但格別之義者其時ニ随ひ評議之上取斗可申候

一、殿様公辺向御勤之外御廻等之儀可相成者御都合被成御減候様御省略被成候、一ヶ月御勤之外一兩度位之尤成丈御早メ御帰りの御積、

且又

奥様御子様方御出之儀成丈御減、無御余義向者御人御差支ニ不相成御差略之上被為入候事

一、上々様御日用被召上物御格別御減ニ成下候事

一、御客来之義格多御差略随分無之様被成候へ者、其内無御扱義者御手輕ニ被成下候事

一、表向御進物之儀者格別、其外之義者表方江御不被仰出御出入方上物等一切断申達候、万一御差戻し被成可有義節者御納戸より取斗ひ有之候事

一、定御作事御止メ、差掛御破損等程捨置義ハ小頭より前に御勘定所江申出、評義之上明日之仕事何々義相定取斗可申事

一、公辺并格別表向之外是迄奉書紙相用來候處、以後者那須紙見斗用候事

一、半紙半切筆墨等之儀、兼而御定之通之事

一、江戸御在所江御用書随分嵩高ニ不相成候様可致候、格別嵩候状相

改候事

一、宿書状并無扱用向状之外一と通り之状も、如前之半紙式ツ折二いたし用向弁候様可致候、又者丈ケ長く大封之書状差出申間敷候

但、呈書向者御断り置差出可申付、月々急便一度間便一度ニ相極メ、差掛り御用向者格別之事、常便者卷ケ年二三四度位、尤常便

たり共格別大封差出申間敷候

一、御買入之品者、御勘定所ニ而見分之上味吟致取極可申候

一、御払方之儀者、毎月廿八日・廿九日・晦日迄之内朝四ツ時より九ツ時迄ニ御勘定所ニ而立合之上相払可申候、兼而御出入町人共江可申間置候

一、御家中向御渡方等御勘定所ニ而相渡し可申事

一、金銀諸色受取義、御勘定所へ申出吟味之上、其品々帳面ニ相記シ可相渡候事

一、御使者供觸并御奉札使、惣而御入用之義可成丈前以而取調御勘定江差出し、改帳面ニ記差番共江相達候事

但、勘定所引キ候得者直々差番江相達可申付、翌日之改取廻し可申事

一、御料理向御肴斗御勘定所ニ差出し見斗之上取斗ひ可申候、日々御入用細書御夜食相渡、御勘定所江差出し元帳江記し候事

一、炭薪納候ハ、其後度毎々元方買物方之内相改仕舞置候事

一、米之儀者、其節之向方札を取格好買入ニ相成候事

但、納其米性并出所等手本ニ相違無之哉之儀、元方改可申候事

一、差掛り候義有之臨時之紙蠟燭等御入用之節、御勘定所而改渡し候事

一、御法事料近き御方ニハ御定之通御十七回忌より半減之事

一、諸向より差出候呈書、江戸御在所者封返しニ而答可申遣候

一、御在所表之義、公边他向引合も無之候得者、格別御取締被 仰付

候事

一、御道中御本陣御宿より願有之節、類焼者金貳百疋其外百疋宛被下

候事

一、御道中御往来之節御供人数随分減少、御用人壹人宛御召連御馬壹

疋為御牽ニ被成、御荷物成丈御減被下事

右之外々茂猶又取調御為ニ可相成儀者、追々可被仰出候也

嘉永六癸丑年

四月

右者文政八酉二月被 仰出御ヶ條ニ猶又此度御取締ニ付被仰出候也

右御調書四月十八日江戸御家来一統御達御座候書付写

右御聞濟相成、私共婦村願申上候

五月五日江戸出立被 仰付候

五月三日御家老水上御氏様より夫々御役人衆中御暇乞申上候、五日出

立仕候

五日 鴻巣 瀬山平右衛門

六日 新町 小林甚左衛門

七日 坂本 泉屋六右衛門

八日 望月 内田屋

九日 諏訪 丸屋要四郎

十日 蕨原 川上

十一日 須原 本陣

十二日 中津 脇本陣森

十三日 状見 松屋

十四日 赤坂 松屋忠兵衛

十五日 高宮 玉屋

十六日 しの原着 竹村猪三郎殿八日市通十六日着

十八日 小串儀左衛門様御着、善光寺御廻ニ而二日廻り

若士太田氏・小倉氏

廿一日 江戸より婦村着届上ル

竹村

廿三日 返り

小沢

久郷

三人道同ニ而

小串儀左衛門様五月十八日御着被遊候ニ付、夫より仁正寺御家来一統

ニ江戸表御達之趣御達ニ相成、諸役人并家来不殘御省略ニ相成申候

御上様斗御省略被遊候ニ付、下々百姓迄ニ質素儉約致、金錢費ケ間敷

儀々無之候様書付ヲ以村々江被仰出候御書付左之通御座候

御書附

御勝手向追々御省略被 仰出、別而当時御年限中ニ而諸向御儉約筋骨

折罷在候得共、諸色高直旁ニ而自然御入増嵩連年御不足金不少、此御

模様ニ而者逆も御見通無之、不遠必至之御場合ニ趣候義眼前之御事ニ、

亦其上米價下落ニも運ひ候ハ者如何御暮可被遊哉、左候時者無御抛御

頼金等可被仰出候者難相成、左様之義者元來御本意ニも相背、殊に近

來御領分迎茂凶作而已打統難義之折柄、却而厚御救茂被遊度程之思召

ニ付、譬其儀者無之共、此上之困窮不及候様被遊度候事ニ而、此上者

一向御暮方而已如何躰ニも御取詰御艱難被遊、兎角一同之難渋に不及必至之御場合ニ不至候様被遊度、依之今一段敷敷御省略被 仰出候、右様難有御賢慮之程者、下々ニおひて茂奉承者諸事御減之方被為附候様精々心を用、警聊之儀ニ而も御省略之心相立候様、当時第一之忠節ニ奉存、村方ニおひても願立向等都而其心得も可有之事ニ而、專質素節儉を相用ひ、仮初ニ茂驕奢之風儀ニ不移様、農業出精可致候也

右之通被 仰出候

嘉永六癸丑年

御役所

五月

村々

庄屋

小前者共

右之趣以御書村々江被仰出候

依之村々ら御請書差上候

乍恐奉差上候御請書

御勝手向追々御省略被 仰出、別而当時御年限中ニ而諸向御儉約被為遊候得共、諸色高直ニ而自然御入増被為嵩連年御不足金相立、此御模様ニ而者御見通し無御座、不遠御差支之御場合ニも被為及候義眼前之御事ニ而、其上米價下落ニも運候ハ、如何御暮シ可被遊哉、左候得者無御拋御願金等可被仰出候ハ、難相成御座候處、近年御領分込凶作のミ相統難渋之時節深ク御賢察被成下候而、右御願金等御延引被仰付、其上下ニ不及困窮様ニ厚御憐愍之思召を以、御暮シ方而已如何躰ニも御取詰御艱難被遊、兎角一同之難渋必至之御場合ニ而不至候様被遊度、依之今一段敷敷御省略被成下候段御口達書を以て被仰出し於

江戸表も逸々御ケ條書を以御取締被仰出候由、重々難有御賢慮之程下々におひて奉承ち感状候、然上者右御趣意之義小前末々迄も急度申論し、向後何事ニ不寄費ケ間敷義者勿論、御願事等都而聊之義ニ而も御年限中ハ精々御省略仕、可相成丈ケ御願不奉申上候様仕候、村々質素儉約を第一ニ相心得、奢ケ間敷事不仕様堅相守可申候、依之乍恐此段御請書奉差上候、以上

嘉永六癸丑年

御領中村々

六月朔日

庄屋

役人共

御役所様

右者、六月朔日御殿様御着座恐悦ニ村々庄屋上り申候、其節六兵衛宅江村々庄屋呼寄御勝手方より申達候、先達御役所様より村々江御勝手向御省略御書付御下ケニ相成、村々一統末々迄も難有承ち仕候由、依之御請書可差上候様御勝手方ら訓諭致請書上ル、事濟村々庄屋帰宅いたし候、右村々御請書差上申候間、村方ニても村取締いたし、村示合書付致、五人組頭江杓宛遣ス、五人組二月・八月御汁年ニ式度宛五人組頭より読為聞、御趣意由相守可申候様村取締庄屋役人ら村方へ申達候

村方取締書付左之通御座候写

御書付を以被 仰出候御趣意箇条

一、此度御勝手向追々御省略被遊、当時御年限中ニ候得共、自然御入増嵩ニ付御領中江御願金等可被 仰出程之處、厚以思召御沙汰も無之候得者難有仕合奉存候、依之村々ら諸願向無拋儀ニ而茂差扣可申

候様、別紙御書付を以被 仰出候二付、村々一統諸事儉約取締可仕候、依之村々方御役所様江御請書差上候

一、火之元常々心掛大切ニ可致候、又者盜賊村内ニ入込事も有之義、相互ニ申合心掛用心可致候

一、野荒之者見付次第村役人江可申候事

一、蔭伐等者前々方被 仰出候、相互ニ御年貢御上納米干場日蔭に不成様ニ心掛、年々蔭伐可致候事

一、田地用水川筋耕作通ひ道筋其持場所普請いたし、水流通行宜敷様ニ心掛農作出精可致、又者干魃之節人之田地畦を切、溜池之水拔落し并用水悪水川筋之溜水をかへ、魚を取、其川筋を荒し申候事御法度之事

一、博奕諸勝負米相場帳合ニ至迄御法度之事

一、御名目金借請申候事御法度之事、若其者有之候ハ、五人組方急度相札、村役人江可申出候事

一、山林藪等荒し盗伐候ハ、見付次第其筋江可申出候事

一、正月盆節句神前御備物者格別、外者堅無用、勿論配り物等致候事御法度、且年中吉凶とも音進物ニ至迄遣し、又者貫之、費ケ間敷義堅無用之事

一、神事祭祀式之義者、前々之通り神式相勤可申候、神前供物者格別、客呼配り物等一切堅無用相守可申候事

一、神明講其外諸講事龜末之一汁一菜ニ可限事

一、婚礼等之義無抛厚縁之者格別、外々呼候事無用、料理塩肴用ひ有合野菜等一汁一菜ニ而龜飯格別手軽可致事、赤飯贈り物等者厚縁之方斗贈可申候事、外二者堅無用之事

一、盆踊之義者前々方御法度之義近年相馳、此度相改十四日十五日夜

者格別、其余者相成不申候、他所より参候ても相改可申候事

一、伊勢参宮愛宕講村代参之外者、勝手参詣之義遠慮可致候、勿論留主見舞・土産物配り之義堅無用之事

一、若者夜遊いたし金錢費候事堅無用之事、其遊び宿いたし候家者急度咎申付候事

一、若者連中杯と申事御法度之事二候へとも、近年相馳其最寄ニ連中有之候様相聞、且者集り酒宴を催し、金錢を費小人ニもその割合相掛取斗致方致間敷候事、又者相集り人に難義ニも可及之事企申事は不埒之至、向後相互に吟味いたし五人組方可申付事

一、年内休日たり共龜飯ニ可限事

一、狂言・相撲・芝居惣而人寄ニ遊興ケ間敷義堅御法度之事

一、仏事年回檀那寺ニ而相勤可申事、并不幸葬式厚縁之者又者同断ニ而格別手軽野送り可致候、野菜一汁一菜ニ而相勤可申候事、酒者堅無用、勿論忌中連夜者寺方斗ニ而相勤可申候事

一、男女衣類絹縮緬堅御法度之事、無抛他所之節ハ袖青梅ニ可限候事

一、櫛笄簪其外金銀細工御法度之事、且下駄草履ニ至迄八ッ緒木綿縮ニいたし、高直成物取用ひ候義者無用之事

一、日傘蛇目前々方御法度之事、婦人無抛他行之節者日張洪引者不苦、都而目立候品々并常々耕作用ひ菅等等高直成品者堅無用之事

一、何事ニよらず相替候事亦者不心得成義及見聞候ハ、居村他村ニ不限、早々村役人江可申出候事

右之趣、此度荒増箇条書致候、心得違無之候様五人組相互ニ吟味いたし、堅相守可申候、厚恩召之義難有奉承服、譬聊之事たり共質素儉約を専ニ相守、金錢費ケ間敷義御趣意ニ相背、忠節相成候様諸事心掛、

勿論銘々孝弟之道を相守子弟教育し、家内睦敷、朝夕家業夜なへ二至迄無油断相勵、農業出精子孫長久相統可致、小前者二至迄申論へし、若心得違之者有之候ハ、村役人江申出、吟味之上嚴科可申付候、又者其依時宜御代官様江相届、御上様蒙御下知取斗可申候、尤人用等者其者銘々本人江取立村方二而者壹錢も相懸不申候間、堅相慎可申候事、右此度示之趣難心得事も有之候へ者、村役人江相尋差図を請取斗可申候、等閑二相心得候義者五人組親類ハ不申及隣家迄も可_レ為_二無知_一事

嘉永六癸丑年

五月

篠原村
庄屋

役人

取締

右之通村方示合ヶ條書五人組頭江壹枚宛相渡し置候間、五人組組下江年々二月・八月兩度ニ読為聞可申候事

出府留主見舞賞物覚

一、札貳匁

本郷村

一、六匁

ふし三本

鏡村

目貳百廿匁

一、四匁八分

酒三升

しの原村

一、貳百六十四文するめ

妙光寺

二わ

一、札三匁

豊浦組

一、三匁貳分

酒貳升

高木村

一、壹匁三分

するめ一わ

安養寺

一、貳匁六分

するめ二わ

上田村

一、三匁六分

ミのかミ二

森尻村

一、壹匁六分

ミのかミ一

西川村

一、壹匁六分

ミのかミ一

横関村

一、壹分

ミのかミ一

須恵村

一、壹分

いもし

外原

一、三匁

麻苧一わ

十禅寺組

一、壹匁

素麵十わ

山面村

一、五匁

仁正寺組

一、五匁

仁正寺組

一、五匁

仁正寺組

一、五匁

仁正寺組

四十二匁九分四り

一、八匁

白砂貳斤

玉尾^{か、み}籐左衛門

七百文

一、八匁

内少々不足箱内アク

七百文

一、七匁

白絹六尺

江頭 坪田専右衛門

七百文

一、七匁

白もち九十

ほうたら三本

七百文

しんちう寒徳り一
もくさ 瀧津瀬 二合
うちハ 一本
菓子箱 貳ツ
の盃 十枚
油エ 三枚
くし 三本
三枚

一、金巻分
はす肴十疋

田中 井口三郎兵衛 巻メ百 廿四文

一、五匁位菓子箱一

江頭 坪田万助 六百七十六文

一、百十六文ふし巻本

注前 大工市二郎 六十四文

一、式匁 ようかん巻本

豊浦 東吉五郎 百廿四文

一、巻匁式分五りまんちう
はらみ たん子百五十

八まん 蚊帳屋佐兵衛百文
常楽寺 矢野平四郎四百五十文

一、五匁まんちう百

市田村 市田宇兵衛 四百文

一、巻匁五分まんちう三十

江頭 久兵衛 百八十四文

一、式朱

仁正寺 飯寫利兵衛 五百八十文

一、巻メ式百文位木綿一反和久田与二兵衛七百

星田村 又百五十文
又九百三十二文
蠟石風チン 巻三ツ

一、巻メ式百文位木綿一反平井三郎兵衛九百三十二文

田中 右同断 二本

一、式匁五分 感応丸半才

仁正寺 六兵衛 百七十二文

一、四匁五分ふし三本

いもし 竹村猪三郎 四百八十文

一、式匁六分するめ二わ

上出 庄屋新左衛門 百五十文

一、百文 うるめ十

向山 源左衛門 五十文

一、百十六文豆ふ七丁

上出 喜左衛門 五十文

一、式百文 板二枚

岡田平兵衛 式百 三十二文

一、巻匁六分酒巻升

丁 酒屋小右衛門 百四文

一、巻匁六分ミのかミ一振山川伊豫

もち三十 百三十六文

一、六十文丁子ふ式十

成はし 茂七 三十二文

油 二本

くし 二冊

エ 三枚

くし 三枚

油 三本

エ 三枚

くし 三枚

油 三本

エ 三枚

くし 三枚

代三百廿四文

一、五十文豆ふ三ツ	向ノ おかよ	三十二文	くし もくさ	一三二	一、百廿八文 平酒一升 弥 ^{上出} 平 百三十二文	くし もくさ	一一
一、百廿八文平酒壹升	小沢 十兵衛	百三十六文	くし もくさ	三	一、壹匁六分 酒一升 仁 ^{上出} 平 百文	くし もくさ	一一
一、百廿八文平酒壹升	丁 次郎右衛門	百十六文	くし もくさ	三	一、百廿四文 あこ十 出町 次三郎 九十文	くし もくさ	一一
一、十六文 ふき壹わ	源 ^丁 六	三十式文	くし もくさ	三	一、百廿四文 うるめ 十五 八 ^丁 内 式百十二文	くし もくさ	一一
一、三十式文のり ^{下物}	出町 平藏	三十枚	くし もくさ	三	一、壹匁六分 酒壹升 上出 宇吉 百三十六文	くし もくさ	一一
一、百廿八文平酒一升	上出 彦六	百文	くし もくさ	三	一、百廿四文 うるめ 十五 新 ^丁 二郎 七十六文	くし もくさ	一一
一、百文かよやき一ツ	丁 佐助	七十二文	くし もくさ	三	一、百文 素麵 十 正 ^丁 二郎 五十文	くし もくさ	一一
一、百文わた子魚 ^{七ツ}	上出 茂左衛門	八十八文	くし もくさ	三	一、百廿八文 平酒一升 孫 ^丁 左衛門	くし もくさ	一一
一、壹匁六分 酒一升	上出 徳右衛門	式百文	くし もくさ	三	一、百六十文 あこ十 成はし 吉右衛門 百文	くし もくさ	一一
一、式匁五分六平酒式	上出 弥三郎	式百五十文	くし もくさ	三	一、四百文位 鯉壹本 助 ^同 二郎 百六十文	くし もくさ	一一
一、百文 素麵 九わ	清 ^丁 七	八十文	くし もくさ	三	玉尾 ^り 壹分式朱	くし もくさ	一一
			くし もくさ	三	百四匁六分壹り	くし もくさ	一一
			くし もくさ	三	百式十匁〇壹分式り遣ス	くし もくさ	一一

土産上ル

一、貳百四十文 養老酒三合浅井御隠居様

一、三百四十文 養老酒三合浅井結城様

油卷本

一、三百四十文 同

小串儀左衛門様

一、三百文 同

御郡方 竹村仲左衛門様

一、三百文 同

油一本 佐々木甚五郎様

一、百文 同

あふら三本川元寫与兵衛様

一、貳百 同

竹くわし盆御代官久村右衛門七様

惣メ百三十九匁也、遣ス

御領中村々々賣

六五 代三分式厘

四十式匁九分四り貫 貳百三十式文

留主見舞貫

メ卷分式厘

百〇四匁六分卷り貫 同 代卷両三分式厘 七百十卷文

土産物買

メ百三十九匁之物遣ス

六五 代貳両貳朱 八十八文

又小遣口

一、四百五十文 箱根二而 菓 子箱一

一、百文

御茶入一 茶臺一

一、貳朱 堅ふし五本 近江屋三右衛門遣ス

貳百八十八文 三本 嶋屋庄藏遣ス

一、貳百廿四文 カハコ巻ツ

一、百文 角力こうやく

一、三分 齒入

一、貳百廿四文 朱硯箱

一、三十二文 筆 高燭臺旅中もの

一、貳朱 打紐(下カ)

一、三百二十二文 水入一唐物形

一、五百八十二文 水入一ヤカン形

一、三百文 ぬり箱一

一、貳百文 龜三疋のし押へ

一、貳百十六文 下緒

一、貳百五十文 絹あみ

一、貳百五十文 真田紐

一、五百三十六文 きせる三丁

一、三百文 花立臺一

一、五百文 手シヨク一

一、卷分 大 カハ才布一

一、貳朱 中 同 一ツ

一、五百文 小 同 一ツ

一、卷分 カハ柄袋二ツ大小共

内九両百三十九文

七兵衛いろく

買物

メ式両三分式厘
此分ほうけもの

内式十式両式分 返り金

又卷分五十四文竹猪と取

同 又卷分五十四文竹猪と取

メ三十三両三分式朱

引メ式分ト

式百七十五文

いろく小遣成
不足 行衛不知

外二小沢・竹村二人分同断

籠人足式人

御上と被下

両掛人足卷人

御上と被下

泊賃

御上と被下

昼小遣五十文つ、被下

卷日五十文つ、二而者不足いたし候分ハ郷割ら出ス、其外竹村・小沢

・久郷三人道中昼小遣、并ニ江戸ニ而御長家住居ニ而、炭薪野菜いろ

く入用三人分江戸ニ而卷日米五合宛被下、菜代五十文被下、手前賄

ニ而右ニ而不足分并江戸御役人見舞物代入テ

郷割帳改十両三分八百廿文入用 凡金十兩位ニ而

小遣相済申候、此分郷割ニ而御領中ら出ス、竹村江勘定済、右小遣い

ろく訊書竹村猪三郎殿ニ有

右三人ニ而供卷人日雇卷日百廿四文遣シ申事

此分も右十兩之内入ル、江戸ニ而米ハ御上より被下

右荒々書記置候、此卷冊永々入用ニ御座候、後ニ主人此帳能々相可

弁申候事